

会報 うるし

平成 27 年 5 月 15 日

編集と発行 漆校区コミュニティ協議会準備委員会第 3 号

校区コミュニティ協議会 4 月から本格的に
事務を開始



(漆校区コミュニティ協議会役員並びに各自治会長・女性部長の皆様です。)

謝 辞

漆校区コミュニティ協議会設立準備委員会

委員長 西 波人

新緑が目にしみる季節となりましたが、皆様にはお変わりなくお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、昨年7月に設立準備委員会を立ち上げ、準備委員会委員と共に様々な問題に取り組んでまいりましたが、役員人事、規約等も決定し、漆商店の跡地に事務所を開設することが出来ました。

事務所の一部には皆様の憩いの場所となるよう「サロン」も設置しました。

このサロンに皆様が集い、情報交換の場と考えております。準備期間の間の皆様のご支援・ご協力に対し衷心より御礼申し上げます。

4月から新会長を筆頭に役員の皆様並びに各自治会長・女性部長の皆様が知恵を絞り、漆地区が活気を取り戻せるよう期待しております。

今後ともこの漆校区コミュニティ協議会に皆様の更なるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

祝 辞

始良市長 笹山義弘

ひと雨ごとに気温も上がり、肌もちが良い日が多くなってまいりました。春が一步、また一步と近づいてきていると感じております。

漆校区コミュニティ協議会の設立総会が、準備委員会委員の皆様の参加のもと、盛大に開催されますことに対しまして、お祝いを申し上げます。

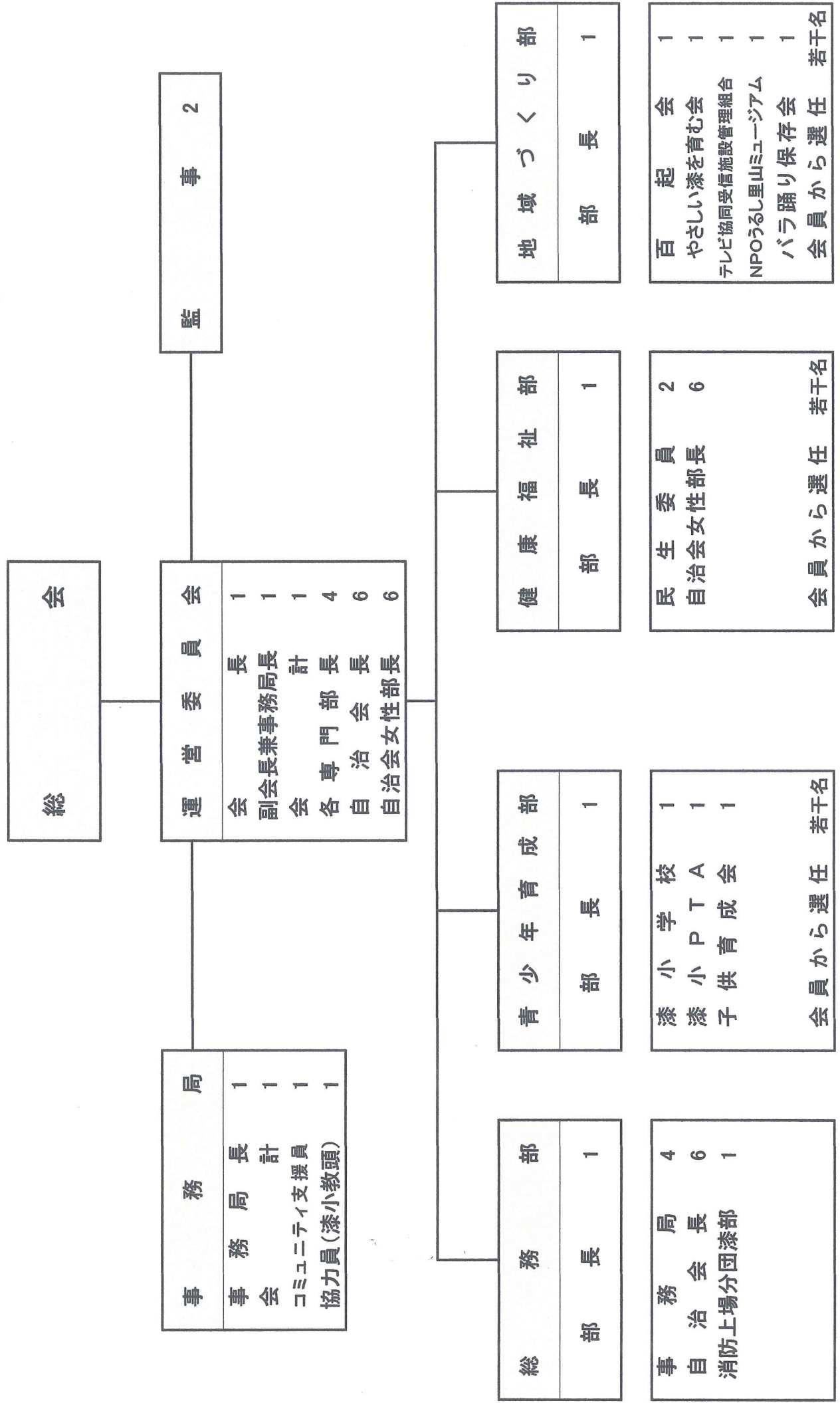
さて、昨年度の地域コミュニティ組織検討委員会での協議に始まり、市内にある17小学校区のうち現在まで16小学校区におきましてコミュニティ協議会設立準備委員会が立ち上がり、残り1小学校区を含めた全校区において、平成27年度中の校区コミュニティ協議会設立に向けて協議が続けられているところであります。そのような中、漆校区におかれましては、西委員長をはじめとする設立準備委員会の皆様の熱意と努力により、漆校区コミュニティ協議会が設立されたことについて、深く敬意を表するものであります。

おかげをもちまして、明日3月23日をもって、始良市は市政5周年を迎え、5月16日には記念式典の開催を予定しております。この間、企業立地も進み、何より市民の皆様のご理解ご協力のもと、市としての一体感の醸成も進んでおります。いよいよ、イオンタウンの建設も始まり、スマートインターチェンジとの相乗効果も期待されます。さらには、消防庁舎の完成と4月に開校する「松原なぎさ小学校」により市民の皆様の生活満足度がさらに上がっていくものと思っております。

本市の総合計画には、「地域と行政が協力し合い、一体感あふれるまち」を掲げており、「まちづくりは市民一人ひとりが主役であり、生活の基盤となる各地域が活性化することが市全体の活力の源泉である」としています。この漆校区コミュニティ協議会が、ますます発展し、大きな成果を挙げていかれることを期待しております。市としても、全力を挙げて支援を行ってまいります。

結びに、歴史とぬくもりのある漆校区の地域づくりが、今後ますます推進されますことと、合わせて、ご列席の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉と致します。本日は誠にありがとうございます。

漆校区コミュニティ協議会組織図



平成27年度 漆校区コミュニティ協議会役員名簿

職 名	氏 名	電 話 番 号	備 考
会 長	森 田 俊 正	5 2 ・ 8 7 6 9	090-8391-7312
副会長兼事務局長	篠 原 研 至	090-8117-5135	
会 計	湯 脇 博 信	5 2 - 8 8 0 9	
総 務 部 長	篠 原 研 至	090-8117-5135	
健 康 福 祉 部 長	宮 之 原 幸 男	5 2 - 8 8 1 1	
地 域 づ く り 部 長	湯 脇 博 信	5 2 - 8 8 0 9	
青 少 年 育 成 部 長	小 長 野 一 世	090-2581-5712	
監 事	山 口 保 男	5 2 - 8 7 6 2	
〃	前 田 睦 男	5 2 - 8 6 0 0	

支 援 員	宮 路 博 文	5 2 - 8 8 8 6	始良市臨時職員 090-9561-5261
協 力 員	芝 原 に ほ	5 2 - 8 6 0 0	漆小学校教頭 090-9792-0093

自治会長・女性部長等

自 治 会 名	自 治 会 長 電 話 番 号	女 性 部 長 電 話 番 号	戸 数	班 数	備 考
漆 下	小 原 英 俊 5 2 - 8 6 7 2	堂 路 君 代 5 2 - 8 6 5 6	3 6	7	合併前集落名 下・中村
宇 都	松 永 政 文 5 2 - 8 8 9 5	小 長 野 直 子 090-5294-5607	2 2	3	
漆 中	田ノ上ハル子 5 2 - 8 6 9 6	宮 路 雅 之 5 2 - 8 8 6 8	2 2	3	合併前集落名 中・赤仁田・権現
漆 旭	川 瀬 辰 己 5 2 - 8 6 1 5	宮 之 原 恵 美 子 5 2 - 8 7 4 4	2 1	4	
漆 東	染 川 政 美 5 2 - 8 8 3 7	山 口 キ ヨ 5 2 - 8 7 8 0	2 8	5	合併前集落名 高峰・上東
漆 西	大 崎 勝 代 5 2 - 8 7 5 9	丸 田 ミ サ 5 2 - 8 7 9 2	2 0	3	合併前集落名 浦・浦西・上

協力団体

団 体 名	役 職 名	代 表 者 名	備 考
漆地区集落協定	代 表	湯 元 秀 誠	52-8665
百起会	会 長	湯 元 秀 誠	52-8665
やさしい故郷漆を育む会	会 長	田 代 澄 孝	080-3944-0891
漆テレビ共同受信施設管理組合	組合長	窪 田 昇	090-2625-2558
漆小学校PTA	会 長	小 長 野 一 世	090-2581-5712
始良市消防団上場分団漆部	部 長	松 永 政 文	52-8895
NPO 法人漆里山ミュージアム	理事長	門 田 信 一	090-3014-5965

漆校区コミュニティ協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、漆校区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を始良市蒲生町漆301番地1に置く。

(目的)

第2条 協議会は、漆小学校区（以下「校区」という。）における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、校区内の地域コミュニティ組織等のほか、校区内に居住する個人（以下「会員」という。）及び所在する法人、その他の団体（以下「関係団体」という。）で組織する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員及び関係団体との連絡及び調整に関すること。
- (2) 校区における課題の解決に関すること。
- (3) 地域福祉に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 体育・レクリエーションに関すること。
- (6) 美化・清掃活動に関すること。
- (7) 安全・安心な校区づくりに関すること。
- (8) 文化活動に関すること。
- (9) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長兼事務局長 | 1名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 専門部長 | 4名 |
| (5) 監 事 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において選出する。

- 2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、協議会の事務を統括する。
- 4 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 専門部長は、専門部を代表し、会務を統括する。
- 6 監事は、協議会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した会員の中から選出する。

2 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び会員の3分の1以上から請求があったとき開催する。

(1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。

(2) 役員の選任・解任に関すること。

(3) 規約に関すること。

(4) その他協議会の運営について重大なこと。

3 総会は、会員の3分の1の出席により成立し、出席した会員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会の議事については、議事録を作成し、出席した会員のうちから選任した1名と議長が署名押印する。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 運営委員会は、監事を除く役員及び自治会長をもって組織し、過半数の出席をもって成立する。

3 運営委員会は次の事項を審議する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 専門部事業の総合調整及び支援に関する事項

(4) 行政その他関係団体との連絡調整に関する事項

(5) その他会長が必要と認める事項

(専門部)

第11条 協議会に、次の専門部を置く。

(1) 総務部

(2) 青少年育成部

(3) 健康福祉部会

(4) 地域づくり部

2 専門部は、会員及び関係団体から選任した者をもって充てる。

3 専門部に、部長を置き、部員の互選により選任する。

4 専門部会は、部長が招集し、専門部に属する課題について調査・審議するとともに、総会で決定した事項を推進する。

5 専門部員に欠員が生じたときは、前任者の所属団体から後任者を選任する。なお、所属団体が無い場合はこの限りではない。

(経費)

第12条 協議会の運営に関する経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

1. この規約は、平成27年4月1日から施行する。

下半期後半における主な行事

11月30日（日）11時00分～飯留神社例大祭



12月14日（日）9時00分～鬼火焚き準備





12月31日(水) 15時00分～飯留神社初詣準備作業



平成27年1月7日(水) 18時00分～ 鬼火たき





3月1日(日)9時00分～平成26年度総会(校区コミュニティ協議会の役員選出及び内容説明) 蒲生(漆)生活改善センター



3月6日(金)13時30分～漆小学校 子供たちの「総合的な学習の時間」の学習成果の発表会





3月14日(土) 8時30分～平成26年度公民館事業会計監査実施



3月22日(日) 9時00分～ 平成26年度第2回総会



平成 27 年 3 月 22 日(日) 12 時 00 分～権現神社例大祭並びに漆中自治会親睦
会

